

# 第41 <sup>□</sup> 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日(水曜日)

午前10時 (受付開始:午前9時)

開催場所

東京都港区新橋四丁目24番8号 2東洋海事ビル・2F ホール201

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金

贈呈の件

目 次
招集ご通知
株主総会参考書類
(添付書類) 事業報告 ············11
計算書類23
監査報告書35
株主総会会場ご案内図

### 田中建設工業株式会社

証券コード:1450

### 株主各位

東京都港区新橋四丁目24番11号田中建設工業株式会社代表取締役社長中尾安志

### 第41回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が懸念される中、当社第41回定時株主総会の 開催、運営方法について慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、感染防止策 を可能な限り講じたうえで、下記のとおり開催させていただくことといたしました。

株主総会の議決権行使は、書面による事前行使の方法もございますので、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から可能な限り、書面により議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時

3. 目的事項

報告事項 第41期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

学未報ロ及ひ引昇音類(パ)が

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の株主総会への対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 〈当社の対応について〉

- ・株主総会の運営スタッフは検温を含めて、体調を確認し、マスク着用のうえで応対させていた だきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。

### 〈株主様へのお願い〉

- ・今後の状況により、株主総会の運営について大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト (https://www.tanaken-1982.co.jp) にてお知らせいたします。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただきますようお願いいたします。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスクのご着用等にご協力を お願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございます。また、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声掛けください。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔をあけた配置とし、余裕を持った着座を推奨させていただきます。
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。代理人は定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。
- (3) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tanaken-1982.co.jp)に掲載させていただきます。
- (4) 第41期期末配当金のお支払いについては、当社は2022年5月13日開催の取締役会において、第41期に係る期末配当金として、1株当たり73円をお支払いすること及び支払開始日を2022年6月30日とさせていただくことを決議いたしました。

### 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4)上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本 附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下豚は冬史即刀で小しより。)
現行定款	変 更 案
第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記 載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。	(削除)
(新設)	第17条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附 則) 1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する 法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし 書きに規定する改正規定の施行の日である2022 年9月1日 (以下「施行日」という)から効力 を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以 内の日を株主総会の日とする株主総会について は、現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を 有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日また は前項の株主総会の日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(5名)の任期が満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役1名を減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	中尾安志 (1962年2月19日生)	1984年 4 月 株式会社埼玉銀行(現 株式会社埼玉りるな銀行)入行 2009年 6 月 株式会社りそな銀行執行役員ローンビジス ス部長 2012年10月 同行常務執行役員 2016年 4 月 株式会社りそなホールディングス執行役 2017年 4 月 株式会社りそな銀行専務執行役員 2018年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員 2020年 6 月 富士倉庫運輸株式会社代表取締役社長 2021年 4 月 当社顧問 2021年 6 月 当社代表取締役社長執行役員(現任)	10,600株
2	白石憲治 (1959年10月3日生)	1984年 4 月 五洋建設株式会社入社 1998年 4 月 同社建築本部工事統括部建築企画課長 2002年 4 月 同社東京建築支店建築部部長 2005年 4 月 アフラック生命保険株式会社総務部ファミリティマネジメント室長 2012年 4 月 同社同部ファシリティマネジメント課長 2017年 4 月 同社同部ファシリティマネジメント課審論役 2018年 5 月 当社入社工務部担当部長 2019年 1 月 当社工務部長 2019年 4 月 当社施工本部長 2019年 6 月 当社取締役施工本部長 2020年 6 月 当社取締役上席執行役員施工本部長兼工務部長(現任)	<sup>養</sup> 1,192株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	で <b>小 網</b> 忠 明 (1941年11月3日生)	1964年 4 月 株式会社埼玉銀行(現 株式会社埼玉りそな銀行)入行 1997年 6 月 株式会社あさひ銀行(現 株式会社りそな銀行)専務取締役 2000年 6 月 富士倉庫運輸株式会社代表取締役社長 2008年 6 月 リズム時計工業株式会社社外監査役 2008年10月 ミノルホールディングス株式会社社外取締役 2010年 6 月 富士倉庫運輸株式会社代表取締役会長 2011年 6 月 同社取締役相談役 2012年 6 月 株式会社KANKO社外監査役 2015年 6 月 富士倉庫運輸株式会社常勤相談役 2016年12月 当社社外取締役(現任) 2017年 6 月 富士倉庫運輸株式会社非常勤相談役(現任)	14,600株
4	なか め たか お 中 目 隆 夫 (1953年10月7日生)	1977年 4 月 株式会社埼玉銀行(現 株式会社埼玉りそな銀行)入行 1999年 2 月 株式会社あさひ銀行(現 株式会社りそな銀行)飯能支店長 2002年 5 月 株式会社丸広百貨店常勤監査役 2005年 5 月 同社取締役 2007年 3 月 同社常務取締役 2010年 3 月 同社専務取締役 2016年 3 月 同社取締役副社長 2019年 5 月 同社顧問 2021年 6 月 当社社外取締役(現任)	

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
  - 2. 社外取締役候補者小網忠明氏、中目隆夫氏は、現に当社の社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定であります。
  - 3. 小網忠明氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関並びに一般企業の経営に携わり、そこから得た豊富な経験と幅広い見識を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行していただけるものと判断したからであり、今後とも上記の役割を期待するものであります。
  - 4. 小網忠明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年6ヵ月であります。

- 5. 中目隆夫氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関並びに一般企業の経営に携わり、そこから得た豊富な経験と幅広い見識を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行していただけるものと判断したからであり、今後とも上記の役割を期待するものであります。
- 6. 中目隆夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員(3名)の任期が満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	です。だ 安田 優 (1950年12月3日生)	1969年 4 月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1996年 7 月 同行東村山支店長 1998年11月 中央信託銀行株式会社(現三井住友 株式会社)東村山支店長 2000年 3 月 中央三井信託銀行株式会社(現三井 銀行株式会社)小石川支店長 2001年 8 月 同行内部監査部主任調査役 2015年 5 月 当社顧問 2015年11月 当社常勤監査役(現任)	
2	なか した でき ま 中 下 壽 雄 (1942年8月25日生)	1965年 4 月 株式会社水野組(現五洋建設株式会 1996年 8 月 同社代表取締役副社長 2002年 4 月 同社相談役 2002年 6 月 警固屋船渠株式会社代表取締役会長 2006年 6 月 同社取締役相談役 2009年 6 月 株式会社松村組取締役 2011年 6 月 株式会社田島顧問 2012年11月 ミノルホールディングス株式会社監 2015年11月 当社監査役(現任)	9,100株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴	、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
* 3	を 対 のり <sup>※つ</sup> 矢 内 訓 光 (1953年12月2日生)		査法人)社員就任 アーンストアンドヤング ロンドン事務所 アーンストアンドヤング ニューヨーク事 務所 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)MNC部(マルチナショナ ルクライアント)部門長 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)第Ⅲ監査事業部副事業部長 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)退任 日本年金機構 監事(非常勤)	一株

- (注) 1. ※は新仟の監査役候補者であります。
  - 2. 監査役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
  - 3. 監査役安田優氏、中下壽雄氏、矢内訓光氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は中下壽雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。中下壽雄氏が原案どおり選任された場合には、引続き独立役員となる予定であります。
  - 4. 安田優氏を社外監査役候補者とした理由は、大手金融機関における豊富な監査業務経験に基づく財務・会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を当社の監査に活かしていただけるものと判断したからであり、今後とも上記の役割を期待するものであります。
  - 5. 安田優氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年7ヵ月であります。
  - 6. 中下壽雄氏を社外監査役候補者とした理由は、大手建設会社の経営に携わったことで培われた豊富な 経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断したからであり、今後とも上記の役 割を期待するものであります。
  - 7. 中下壽雄氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年7ヵ月であります。
  - 8. 矢内訓光氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての大手監査法人における豊富な監査業務経験に基づく専門知識と幅広い見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断したからであります。
  - 9. 矢内訓光氏が原案どおり選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任を お願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、 監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者の奥住良一氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		所有する当社 の株式数	
	1975年 4 月	株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行	
	2001年11月	株式会社あさひ銀行 (現株式会社りそな銀 行) 市場営業部長	
奥 住 良 一 (1951年9月5日生)	2006年2月	株式会社新銀行東京(現株式会社きらぼし銀 行)人事総務部長監査部長	一株
	2009年6月	同行取締役常務執行役員	
	2011年6月	同行常勤監査役	
	2018年5月	株式会社きらぼし銀行顧問	
	2018年8月	きらぼしキャピタル株式会社代表取締役社長	
	2019年10月	アイ経営研究所所長(現任)	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
  - 2. 補欠監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
  - 3. 補欠監査役候補者を社外監査役候補者とした理由は、株式会社あさひ銀行(現 株式会社りそな銀行)で支店長として支店経営に携わり、きらぼしキャピタル株式会社の代表取締役社長、株式会社新銀行東京(現 株式会社きらぼし銀行)の常勤監査役を歴任する等、財務会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を有している人材として選任しております。
  - 4. 補欠監査役候補者は、社外監査役に就任後、独立役員として東京証券取引所に届出る予定であります。

### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される釆澤和義氏及び昨年9月末をもって取締役を 辞任された小池正晴氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当 額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る 決定方針及び社内規定に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。 退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

П	m4z EE
氏 名	略  歴
える ざか がず よし 釆 澤 和 義	2004年10月 当社取締役営業開発部長 2005年11月 当社常務取締役 2007年11月 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員 2021年6月 当社代表取締役会長執行役員 2022年3月 当社代表取締役辞任 2022年4月 当社取締役(現任)
こ with see lead 小 池 正 晴	2015年11月 当社常務取締役管理本部長 2018年6月 当社専務取締役管理本部長 2021年6月 当社取締役専務執行役員本社統括兼管理本 部長 2021年9月 当社取締役辞任

以上

### 事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

### 1. 企業の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の脅威が未だ大きいものの、徐々にではありますが、経済活動を再開する動きが活発化しつつありました。しかしながら、オミクロン株の感染拡大に加え、ウクライナ情勢を主因とした原油高や世界的なサプライチェーンの混乱による資材・食料等の不足・高騰等により、国内景気や企業収益の先行きは、不透明な状況であります。

当社が属する建設業界においては、建築受注が回復傾向にあるものの、資材調達への懸念が高まっているうえ、建設技能労働者の需給が依然として逼迫しており、コスト面で不安の残る状況が続いております。そのような中で当社が専業とする解体事業におきましては、高度経済成長時代に建築された建物の維持・更新時期の到来に伴う老朽化建物の増加、ネット社会到来に伴う産業構造の変化、再開発案件の活発化等を背景に、引き続き堅調な受注環境が続いております。

当社は、2020年5月に中期計画TANAKEN "ビジョン100"を策定し、当期が計画の2期目となり、中期計画で謳った "当社の確固たる企業基盤の構築"と "当面の売上目標100億円の早期達成"に目途を付ける期と位置付け、中期計画の最終着地人員(特に施工管理者60名体制の構築)の当期確保を図ると共に、"営業力の更なる強化"、"施工管理体制及びバックアップ体制の強化"、"BIM三次元モデルの更なる活用強化"、"ERPシステムの本格運用による事務の効率化"及び "役員体制の強化によるガバナンスの強化"を主要施策として、当社の足腰を強化しつつ業容の拡大と企業価値の向上を目指しております。

\*BIM (Building Information Modeling): コンピューター上に現実と同じ建物の立体モデル (BIMモデル) を再現するソリューション。解体工法の検討や施主へのプレゼンテーション、解体工事コストの算定等への活用が可能。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高は9,824,388千円(前事業年度比9.0%増)、営業利益は1,418,169千円(同1.1%減)、経常利益は1,434,676千円(同1.7%減)、当期純利益は967,393千円(同1.5%減)となりました。利益面では一部大型工事の原価増等により、同期間比でわずかながら減少となっておりますが、売上面では豊富な手持ち工事が順調に消化できたことにより、同期間比で大きく増加しております。なお、新型コロナウイルス感染症による業績への大きな影響は見られておりません。

### 2. 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

### 3. 財産及び損益の状況の推移

区分		2019年3月期 第38期	2020年3月期 第39期	2021年3月期 第40期	2022年3月期 第41期 (当事業年度)
売上高	(千円)	6,234,824	6,662,518	9,011,368	9,824,388
経常利益	(千円)	801,213	831,742	1,458,935	1,434,676
当期純利益	(千円)	526,330	551,605	982,268	967,393
1 株当たり当期純利益	(円)	129.79	126.81	225.83	222.42
総資産	(千円)	4,495,512	5,219,797	7,009,460	7,050,397
純資産	(千円)	3,581,216	3,946,995	4,781,587	5,439,234
1 株当たり純資産額	(円)	823.31	907.43	1,099.35	1,250.55

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり 純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
  - 2. 当社は、2018年8月29日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を、また2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### 4. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係 該当事項はありません。
- (2) 子会社の状況 該当事項はありません。

#### 5. 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の3点となります。

①持続的業容拡大に向けた営業力の強化

既存取引先との深耕と新規顧客の開拓、大型再開発案件及びマンション等再生案件の獲得、新たな社会潮流を捉えた解体需要の案件化、官庁市場への参入が当面の課題であり、大阪営業所を起点とした地方案件の取込みが順調に推移していること等を踏まえ、営業人員を拡充し、一層の対応力強化を図ってまいります。

②業容拡大のための現場社員の増強と現場バックアップ体制の強化

中期計画に掲げた当面の売上目標100億円の達成のためには、現場社員の増強と現場バックアップ体制の充実が当面の課題であり、有資格者を中心に現場社員目標人数の早期確保に努めてまいります。また、現場ITサポートシステム "ALMIGHTY"の一層の活用と利用徹底を図ること等により、施工管理・現場運営の均質化や生産性向上を推進してまいります。更に、SDG'sへの取組の一環である大気汚染防止法の改正に伴う建物事前調査を担える有資格者の育成にも取り組んでまいります。

③内部統制システムの充実とガバナンスの強化

当社は、企業の社会的責任を果たすと共に、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の効率を高めながら公正性、透明性を確保し、また、ステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めることを基本方針としております。この方針のもと、「改訂コーポレートガバナンス・コード」(東京証券取引所公表)を念頭に内部統制システムの充実に努め、一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

# **6. 主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

解体事業及び付帯する工事

### **7. 主要な営業所**(2022年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区新橋四丁目24番11号
大阪営業所	大阪府大阪市中央区本町二丁目1番6号 堺筋本町センタービル1305号室

### 8. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減数	
107名	14名増	

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

発行可能株式総数 : 15,360,000 株
 発行済株式の総数 : 4,349,800 株

3. 株主数 : 1,065名

4. 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
スリーハンドレッドホールディングス株式会社	2,890	66.4
富士倉庫運輸株式会社	111	2.5
田中俊昭	111	2.5
大栄不動産株式会社	66	1.5
吉岡和利	60	1.3
MSIP CLIENT SECURITIES	49	1.1
鈴木 徹	45	1.0
田中俊恒	44	1.0
松野 洋子	44	1.0
鬼塚 麻紀子	44	1.0

(注) 持株数は千株未満を切り捨て表示しております。

持株比率は、自己株式313株を控除して計算しております。 持株比率は、小数点2位以下を切り捨て表示しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中尾 安志	代表取締役(社長執行役員)	
白石憲治	取締役(上席執行役員) 施工本部長兼工務部長	
釆澤 和義	取締役	
小網 忠明	取締役	富士倉庫運輸株式会社 非常勤相談役
中目隆夫	取締役	
小池 正晴	取締役(専務執行役員) 本社統括兼管理本部長	
安田 優	常勤監査役	
中下壽雄	監査役	
舛屋 年彦	監査役	株式会社住協ホールディングス 監査役 株式会社住協 監査役 住協建設株式会社 監査役 P・R保険パートナーズ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役小網忠明氏、中目隆夫氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役安田優氏、中下壽雄氏、舛屋年彦氏は、社外監査役であります。
  - 3. 当社は、取締役小網忠明氏及び中目隆夫氏、監査役中下壽雄氏及び舛屋年彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 4. 監査役安田優氏及び舛屋年彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - また、監査役中下壽雄氏は、上場会社の経営者として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当 程度の知見を有しております。
  - 5. 取締役小池正晴氏は、2021年9月30日辞任いたしました。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

### (1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で定めております。 その概要は、取締役の報酬は月例の固定報酬とし、役位に応じて定められた報酬に手当 てを加算して支給額を決定しております。

また、取締役の報酬総額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内及び年度経営計画により承認された年間支払予定額の範囲内で、取締役会の一任決議に基づき、各取締役の職務実績を総合的に把握している代表取締役社長執行役員中尾安志が個々の役員の職責及び実績を勘案し決定しております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、上記概要に基づき決定されており、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役の協議の上、決定しております。

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、2018年6月25日開催の第37回定時株主総会において、200百万円以内とし、又、これには使用人兼務役員の使用人分は報酬に含めないものとして決議しております。決議当時の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)であります。
  - 2. 監査役の報酬総額は、2015年11月26日開催の第34回定時株主総会において、30百万円以内として決議しております。決議当時の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)であります。

### (2)取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額		員数			
	YKIMでいる。	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	貝奴
取締役	99百万円	96百万円	_	_	3百万円	6名
(うち、社外取締役)	(6百万円)	(6百万円)	(-)	(-)	(-)	(2名)
監査役	14百万円	14百万円	_	_	0百万円	3名
(うち、社外監査役)	(14百万円)	(14百万円)	(-)	(-)	(0百万円)	(3名)
合 計	114百万円	110百万円	_	_	4百万円	9名
(うち、社外役員)	(20百万円)	(20百万円)	(-)	(-)	(0百万円)	(5名)

- (注) 1. 取締役の報酬には、使用人分給与を含んでおりません。
  - 2. 退職慰労金については、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

### 4. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	小網 忠明	富士倉庫運輸株式会社 非常勤相談役	当社株主 重要な取引その他の関係はありませ ん。
	中目 隆夫	_	_
	安田 優	_	_
	中下壽雄	_	_
社外監査役	舛屋 年彦	株式会社住協ホールディングス 監査 役、株式会社住協 監査役、住協建設株 式会社 監査役、P・R保険パートナー ズ株式会社 監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
	小網 忠明	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、長年にわたる経営者としての豊富な見識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	中目隆夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回(社外取締役就任以降すべて)に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な見識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
	安田 優	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、財務・会計・コンプライアンス面に関する知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	中下壽雄	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	舛屋 年彦	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、財務・会計・コンプライアンス面に関する知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

### IV. 会計監査人に関する事項

1. 名称 ひびき監査法人

### 2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 19,500千円

19.500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### V. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について下記の基本方針を定めており、概要は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知、 知・徹底を行います。
  - ②取締役会が企業倫理及び社会的責任にてらし、経営方針及びその執行に、適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であると位置づけています。
  - ③取締役及び使用人は、「コンプライアンス規程」「内部者取引管理規程」に従い、 法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとります。
  - ④「内部通報規程」に基づき、社内及び社外の通報窓口を設置することにより、 不正行為の未然防止及び早期発見に努めています。また、通報者及びその協力 者に不利益が生じる恐れのないよう通報者の保護義務を定めています。
  - ⑤「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、 取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかの検証を随時実施して います。
  - ⑥「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」等を制定し、社会の 秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力及び団体に対し ては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しています。
  - ⑦社内ネット立ち上げ時に、「企業理念」「経営理念」「行動規範」のページが開き、役職員がネット利用時に必ず目にする事により、「企業理念」「経営理念」「行動規範」に則った行動をとるよう努めています。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制 当社は、取締役会の決定に関する記録に関して、「取締役会規程」「文書管理規程」 および「機密文書管理規程」「情報システム管理規程」に則り作成保存し管理しています。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努めています。

- ②リスクに関する重要事項の決議、協議及び報告は、原則として年4回開催する「コンプライアンス委員会」において行い、リスクへの対策を検討しています。
- ③緊急事態発生の場合は、制定した「緊急事態対策要領」に基づき対応しています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
  - ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催します。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努めています。
  - ②意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「決済規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に執行を行います。
  - ③取締役会の効率的な運営に資することを目的として、業務執行役員及び社長の 指名する部門長で構成された業務執行会を設置しています。業務執行会は「業 務執行会規程」に基づき1ヵ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催しま す。また重要な審議事項に関しては、取締役会へ上程もしくは報告しています。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ①監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて、 同使用人を置くこととしています。
  - ②補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括することとしています。
  - ③補助者の監査役補助業務に係わる人事考課は監査役が行い、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得て行うこととしています。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する 体制
  - ①取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、 その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、 速やかに監査役に報告します。
  - ②取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。
  - ③内部監査室・内部統制部門及び経営管理部門は、監査役に内部監査、リスク管理等の現状を随時報告することとしています。
  - ④当社では、「内部通報規程」を定め、役職員からの通報窓口を当社の管理本部 長、監査役および顧問弁護士とするとともに、当該通報をしたことを理由とす る解雇その他の不利益な取扱いを禁止しています。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査室との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保しています。
  - ②監査役会は、会計監査人及び内部監査室・内部統制部門から監査内容について 説明を受けるとともに、必要な情報の交換を行うなど連携をはかっています。

### 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンス
  - ①当社では、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「コンプライアンス・マニュアル」を基に徹底を図るとともに、コンプライアンス研修も実施しています。
  - ②内部通報制度は、社内及び社外の2つの内部通報ルートを設けておりますが、 法令違反等に関する内部通報はありませんでした。
  - ③内部監査室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しており、監査役及び 会計監査人とも連携を図っています。

### (2)リスク管理体制

四半期毎のコンプライアンス委員会で、リスクに関する重要事項の報告、協議、対応を決定し、特に重要な事項は取締役会に報告・決議しています。

### (3) 監査役の監査体制

- ①監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べると共に、 稟議書等の社内文書を閲覧し、担当取締役や使用人に説明を求め、改善事項の 説明を行っています。
- ②監査役は、内部監査室・内部統制部門及び経営管理部門から内部監査、リスク 等の現状の報告を受領しています。
- ③監査役は、代表取締役、内部監査室、会計監査人及び社外取締役等との情報交換を行い、監査の実効性、効率性を高めています。
- ④監査役会は、会計監査人及び内部監査室・内部統制部門から監査内容について 説明を受け必要な情報の交換を行っています。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な成長と株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけており、 継続的な成長の為の財務体質の強化と株主の皆様への利益還元のバランスを勘案しつつ、 株主の皆様への利益還元を充実して行くことを基本方針としています。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、当期純利益が当初計画を上回ったこと、また、本年2月に当社設立40周年を迎えたことから、当初予想の1株当たり68円の普通配当に5円増配し、73円とさせていただきました。

当社は、2018年8月27日開催の臨時株主総会で、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項各号の定める事項に関して、取締役会決議で定める事が出来る旨定款に定めております。

また配当は、年1回の期末配当を基準としておりますが、配当の基準日に関して、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日と定款に定め、利益水準に応じた配当の弾力的な運用が行えるようにいたしました。なお、自己株式の取得・消却・剰余金のその他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、対応を検討してまいります。

当事業年度の配当の実施に関しては、2022年5月13日開催の取締役会で上記配当金額ならびに支払開始日を決定しています。

(注) 本事業報告中の記載数字は、特に記載がない場合、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,864,002	流動負債	1,510,765
現金及び預金	2,976,132	工事未払金	1,087,149
受取手形	13,700	未払費用	57,832
電子記録債権	254,870	未払法人税等	233,837
完成工事未収入金	2,348,950	未払消費税等	57,535
未成工事支出金	39,925	未成工事受入金	3,616
前払費用	26,418	預り金	16,252
その他	204,006	賞与引当金	24,092
		その他	30,448
固定資産	1,186,395		
有形固定資産	922,207	固定負債	100,397
建物(純額)	300,834	退職給付引当金	32,649
構築物(純額)	4,394	役員退職慰労引当金	61,361
車両運搬具(純額)	4,966	その他	6,387
工具、器具及び備品(純額)	16,957		
土地	595,054	負債合計	1,611,163
無形固定資産	26,376	純資産の部	
ソフトウエア	9,556	株主資本	5,397,187
ソフトウエア仮勘定	16,385	資本金	297,156
その他	434	資本剰余金	249,156
投資その他の資産	237,811	資本準備金	249,156
投資有価証券	174,376	利益剰余金	4,851,491
繰延税金資産	35,321	利益準備金	12,000
その他	29,763	その他利益剰余金	4,839,491
貸倒引当金	△1,650	繰越利益剰余金	4,839,491
		自己株式	△616
		評価・換算差額等	42,047
		その他有価証券評価差額金	42,047
		/*'≈÷ ∧=!	F 400 00 1
次立へこ	7.050.007	純資産合計	5,439,234
資産合計	7,050,397	負債及び純資産合計	7,050,397

# 損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科目	金額
売 上 高	9,824,388
売 上 原 価	7,686,051
売 上 総 利 益	2,138,336
販売費及び一般管理費	720,167
営 業 利 益	1,418,169
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	7,414
受 取 賃 貸 料	14,229
そ の 他	1,435 <b>23,079</b>
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,573
賃 貸 収 入 原 価	1,498
支 払 補 償 費	2,500 6,572
経 常 利 益	1,434,676
特 別 損 失	
固定資産売却損	200
固定資産除却損	210 411
税 引 前 当 期 純 利 益	1,434,265
法人税、住民税及び事業税	463,870
法人税等調整額	3,000 466,871
当 期 純 利 益	967,393

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
À L	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式
		貝本牛岬並	岩湖並   小田学湖並	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	297,156	249,156	12,000	4,167,863	4,179,863	△616
当期変動額						
剰余金の配当				△295,765	△295,765	
当期純利益				967,393	967,393	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	_	671,628	671,628	_
当期末残高	297,156	249,156	12,000	4,839,491	4,851,491	△616

	株 主 資 本株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	4,725,559	56,028	4,781,587
当期変動額			
剰余金の配当	△295,765		△295,765
当期純利益	967,393		967,393
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△13,981	△13,981
当期変動額合計	671,628	△13,981	657,647
当期末残高	5,397,187	42,047	5,439,234

# 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等期末日の市場価格等に基づく時価法

以外のもの(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原

価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計ト基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を 計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上 しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額 に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との請負工事契約に基づき、建築構造物の解体工事及び付随する各種工事の施工監理・安全管理等を行い、協力会社を指導・監督して解体工事等の施工を行い、引き渡す義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。各工事案件の見積総原価に対する発生費用の割合が、当該工事案件の進捗を適切に示していると考え、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によって算出しております。当該インプット法により、当期に収益を認識した売上高は9.416.394千円であります。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが出来ない工事については、原 価回収基準により収益を認識しております。

約束された対価は、履行義務を充足した時点である解体工事の施工が完了し、引渡し を行った後、概ね1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

### Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる 工事については工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用しておりま したが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更してお ります。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については原価回収基準を適用しております。期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法によっておりますが、当該変更が利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度において当該変更による税引前当期純利益は527千円増加しております。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### Ⅲ. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

- 1. 繰延税金資産の回収可能性
  - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 35.321千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって 見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響 を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場 合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がありま す。

### 2. 収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 インプット法により収益認識をした売上高 9.416.394千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客との請負工事契約に基づき、原則として、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。具体的には、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によって算出しております。インプット法を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積っておりますが、工事契約の変更、工法や予定工事期間の見直し等により、その見積りの変更が生じた場合には、翌事業年度において、売上高及び売上原価に影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

完成工事未収入金 828,435千円 契約資産 1,520,514千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 255,567千円

VI. 損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 9.824.388千円

Ⅲ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式
 4,349,800株

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 313株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	295,765	68.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年5月13日開催の取締役会で次のとおり決議しております。

・配当金の総額

317,512千円

・1株当たりの配当額

73円 2022年 3 月31日

・基準日

2022年3月31日

・効力発生日

2022年 6 月30日

・配当の原資

利益剰余金

### Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金7,376千円未払費用1,123千円未払事業税12,466千円退職給付引当金9,997千円役員退職慰労引当金18,788千円その他4,124千円繰延税金資産 合計53,878千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金18,556千円繰延税金負債 合計18,556千円繰延税金資産の純額35,321千円

### IX. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・定期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理を行うことによってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である工事未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクにさらされておりますが、当社は資金繰り表を作成する等の方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)受取手形	13,700	13,700	_
(2) 電子記録債権	254,870	254,870	_
(3) 完成工事未収入金	2,348,950	2,348,950	_
(4) 投資有価証券	174,376	174,376	_
資産計	5,768,028	5,768,028	_
(1) 工事未払金	1,087,149	1,087,149	_
(2) 未払法人税等	233,837	233,837	_
負債計	1,320,987	1,320,987	_
デリバティブ取引	_	_	_

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格によ

り算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを

用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価				
[四]	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券 その他有価証券					
株式	174,376	_	_	174,376	
資産計	174,376	_	_	174,376	

### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
受取手形	_	13,700	_	13,700	
電子記録債権	_	254,870	_	254,870	
完成工事未収入金	_	2,348,950	_	2,348,950	
資産計	_	2,617,520	_	2,617,520	
工事未払金	_	1,087,149	_	1,087,149	
未払法人税等	_	233,837	_	233,837	
負債計	_	1,320,987	_	1,320,987	

# (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 受取手形及び電子記録債権並びに完成工事未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 工事未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社ビル(土地を含む。)を有しており、一部のフロアを賃貸しているため、 賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
貸借対照表計上額	時価		
646,210	814,013		

- (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当期末の時価は、土地については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)、建物については帳簿価額をもって時価とみなしております。

### XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,250円55銭

2. 1株当たり当期純利益

222円42銭

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

田中建設工業株式会社 取締役会 御中

### ひびき監査法人

東京事務所

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中建設工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### (監査役会の監査報告書 謄本)

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査役会が全員一致で決議した「第41 期監査役監査計画・監査方針」に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、 情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③監査法人である「ひびき監査法人」が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ て説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するた めの体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年 10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めま した。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### 2022年5月26日

田中建設工業株式会社 監査役会 常勤監査役(社外監査役) 安田 優 (EI) 監 (ED) 汁 外 杳 役 中下 壽雄 社 外 杳 役 舛屋 年彦 (EI)

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉			
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						
_						

# 第41回定時株主総会会場ご案内図

### 2東洋海事ビル・2F(ホール201) 東京都港区新橋四丁目24番8号

※TKK新橋ビル(本社)ではありませんのでご注意ください



アクセス:〇新橋駅: J R (東海道線・山手線他)、東京メトロ 烏森口下車徒歩7分

○汐留駅:都営地下鉄大江戸線 徒歩10分

※駐車場はありませんので、お車でのご来館はご遠慮ください





